

物品購入契約書

買受人高知県（以下「甲」という。）と売渡人某（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（売買物品及び売買代金）

第2条 乙は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円とする。）をもって甲に売り渡し、甲はこれを買受ける。

品	名
種	類
規	格
数	量

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第○条第○号の規定により免除する。

（納入期限及び納入場所等）

第4条 売買物品の納入期限及び納入場所は次のとおりとし、その所有権は、売買物品の引渡しをした時に移転するものとする。

納入期限
納入場所

（権利又は義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第6条 乙は、本契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第16条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(納期限の延長等)

第7条 乙は、天災その他不可抗力によって納入期限内に売買物品を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面により納入期限の延長を請求することができる。この場合において当該延長する日数は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、その責に帰する事由により納入期限内に売買物品を納入することができないときは、納入期限の猶予についてあらかじめその事由を記載した書面により甲の承認を受けなければならない。

(売買物品の品質等)

第8条 売買物品は、この契約締結前に特定したものを除き、その品質、構造、形状、寸法等は、仕様書、図面又は見本によるものとし、品質が明らかでないものについては、中等以上のものとする。

(検査等)

第9条 乙は、売買物品を納入しようとするときは、その旨をあらかじめ甲に通知し、品質、規格、数量等について甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果不合格と決定した売買物品は、乙において甲の指示する期限内にこれを取り替えて前項の規定に準じ甲の再検査を受けなければならない。

3 前項の取替えによって生ずる損害は、すべて乙の負担とする。

4 売買物品の引渡しは、乙が第1項又は第2項の規定による検査に合格した時に行われたものとする。

(売買代金の支払)

第10条 乙は、前条第4項の規定により売買物品の全部の引渡しが行われたときは、甲に対して売買代金の支払を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、前金払又は部分払を受けている場合は、その額を控除した額について行うものとする。

3 甲は、第1項の規定による支払の請求書を受領した日から30日以内に当該売買代金を支払わなければならない。

(前金払)

第11条 甲は、特別の理由があると認めるときは、乙の申請により前金払について法令の規定の範囲内で別段の定めをすることができる。

(部分払)

第12条 乙は、売買物品の既納部分（甲が第9条の規定による検査を行って引渡しを受けたものをいう。以下同じ。）に対する売買代金相当額が契約金額の10分の4（前金払を受けていない場合にあっては、10分の3）又は10分の8以上に達した場合は、それぞれ

既納部分の売買代金相当額の支払（この契約において「部分払」という。）を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲において特別の理由があると認めるときは、部分払について高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第58条の規定の範囲内で別段の定めをすることができる。
- 3 部分払の時期は、第9条の検査に合格した部分に対する請求書を甲が受理した日から15日以内とする。
- 4 前金払があった場合において、第1項の規定により請求することができる額は、当該前金払に係る金額を控除して算定するものとする。

（数量等の変更）

- 第13条 甲は、必要がある場合には、乙から第9条第1項の規定による検査を求める通知を受け取るまでは、売買物品の数量を増減し、又は納入期限を変更することができる。この場合において契約金額を増減する必要が生じたときは、売買代金の計算の基礎となった単価によって行うものとする。
- 2 甲は、前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲乙協議して定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

（履行遅滞に伴う違約金等）

- 第14条 甲は、乙がその責に帰する事由により納入期限内に売買物品を納入しなかったときは、当該納入遅滞部分に係る売買代金に対し、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額を違約金として徴収するものとする。ただし、違約金の額が100円未満の場合は、この限りでない。
- 2 甲の責に帰する事由により、第10条第3項及び第12条第3項に規定する売買代金の支払が遅れた場合は、乙は、未受領額につき、同条同項に規定する支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。
 - 3 前2項の規定による違約金及び遅延利息の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（かし担保）

- 第15条 乙は、売買物品の引渡し後 月以内に売買物品に数量の不足、又は故障その他かくれたかしが発見されたときは、そのかしが甲の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、甲の選択により直ちに無償による補充、取替え、修理、売買代金の減額又は損害賠償に応じなければならない。

（契約の解除）

- 第16条 甲は、乙がその責に帰すべき事由により、この契約に定める義務を履行しないときは、催告を行うことなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定によりこの契約を解除された場合においては、乙は、売買代金の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団排除措置による解除)

第16条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第6条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

(損害賠償等)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲は、第16条第1項又は第16条の2第1項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第16条第2項（第16条の2第2項において準用する場合を含む。）に定める違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。

3 甲は、この契約に関して乙から徴収することができる金銭があるときは、乙に支払うべき売買代金と相殺することができる。

(疑義の決定等)

第18条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

買受人 高知県
契約担当者 職 氏名 印

売渡人 住 所
氏名 印